

賢い区分所有者になろう 楽しい管理組合をつくろう 新しい地域コミュニティをつくろう

マンションライフ

編集／発行 NPO法人京滋マンション管理対策協議会
NPO法人マンションセンター京都

印刷 株式会社 京都こひ

編集人 谷垣千秋 TEL:075-231-8182 FAX:075-231-8202
E-mail: info@mco-kyoto.org
〒604-8242 京都市中京区西洞院通三條下る柳水町84番地
三洋六角ビル305室

第109号

2017年3月31日発行

紙面案内

- 面：悪質コンサルタント問題
- 面：民泊新法閣議決定
- 面：管理組合も個人情報保護法の対象へ
- 面：耐震改修進捗状況
- 面：大規模修繕、業者選定のポイント

設計コンサルタントの不正横行する

マンション大規模修繕工事に国交省が異例の警告！

コンサル、管理会社に依存しない大規模修繕を！

管対協も加盟している管理組合の全国組織である全国マンション管理組合連合会（全管連）は、今年1月末に国土交通省より一通の書類が届いた。内容は、マンションの大規模修繕工事コンサルタントの不正行為に注意を促すものであった。また、この国交省の書類に前後して、経済の専門誌である週刊ダイヤモンド2月4日号にも「大規模修繕の闇」と題する特集記事が掲載された。これらで指摘されていることは、いずれも大規模修繕工事に関するコンサルタントが、談合やリベートをつけて不正を行なっていることへの警鐘であった。

談合をしたり、工事業者からリベートをとったりして不正を行なうことの原因を、まず明確にしていかないと、解決の道筋は見えてこない。

原因は何か？

そこで、この問題の原因を考えていくにあたって、急がはまわれではないが、まずはマンション管理の基本をおさえておきたい。基本のキは、「管理の主体は区分所有者で構成する管対協組合である」という点にある。大規模修繕の管対協の一環として行われるので、当然、この原則に基づいて実施されることはなる。

この基本を踏まえて、管対協では、大規模修繕工事の方式として「管対協方式」と「設計監理方式」を編み出し実施してきた。これは管理組合主体制式とも呼ばれ、工事計画から竣工まですべて管理組合が主体となるので、設計監理を行なうことで、設計監理方式が大きな



労住まきのハイツの3回目大規模修繕の着工式。安全祈願のシャンパンをかける岡田佐江子理事長と建装工業㈱の佐井清人現場代理人。管理組合は今回、コンサルを入れずに工事監理も管理組合が行う。これは前回の大規模修繕工事をその後の日程を合わせて実施した結果である。このように、工事監理を任せることによって、工事の進行が遅延する可能性がある。

マンションでは、管理組合が行う工事監理は、建設業者も自分達ではびこる原因がある。自立できない管理組合では、大規模修繕にあたって、業者選定、工事仕様書の作成、工事監理、竣工検査などこれらすべてを管理会社やコンサルタントにおまかせしているのが実態だ。見積りに呼ぶ業者も自分達では調べず管理会社に任せ、すべてを管理会社やコンサルタントにおまかせしているのが実態だ。見積りは、工事仕様書も「専門的な事はわからない」と言つてコンサルタントにすべておまかせにする、工事が始まつても監理や検査はすべておまかせである。

NPO法人京滋マンション管理対策協議会 第38回定期総会

＜日時＞

2017年6月25日(日)13時30分

＜会場＞

京都市国際交流会館 2階特別会議室
(京都市左京区粟田口鳥居町2番地1)

TEL: 075-752-3010

■総会・13:30~15:30

■記念行事・15:40~17:00

＜シンポジウム＞

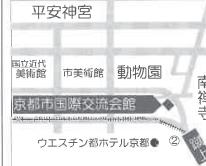
テーマ:「改正管対協標準管理規約と管理組合モデルポリシー」

高齢化時代に機能する管理組合を目指して

■出席申込 管対協事務局

TEL: 075-231-8182 FAX: 075-231-8202

※1管理組合から何名でも出席可



【アクセス】

- 地下鉄「蹴上駅」②番出口より徒歩6分
- 市バス「美術館前」より徒歩10分
- 市バス「動物園東門」より徒歩1分

大規模修繕の工事方式	
工事方式	工事方式の内容
管対協方式 (管理組合主体方式)	<p>①管理組合が主体となって工事計画から工事監理までを一貫して行う方式</p> <p>②下記の二つの工事方式は建築工事の方法を準用しているのに対して、この方法はマンション管理の原則に基づき管理組合が主体となって行う工事方式である。</p> <p>③専門家はアドバイスや情報提供はあるが、決して決定しない。決定はすべて管理組合が行う。</p>
設計監理方式	<p>①設計と工事監理を管理組合が資格を持った建築士に委託し、彼らが管理組合の代理人として設計、監理を行なう。</p> <p>②建築士が入る場合は、大半がこの方式を採用している。この方式の場合、ほとんどのことと建築士と施工会社で決めてしまうので管理組合がよほどしっかりしないと建築士主導に陥る。</p> <p>③建築士にお任せになりやすいため、工事後の日常管理も管理組合だけでは対応できないケースが多い。</p>
責任施工方式	<p>①設計・工事監理、施工をすべて施工会社が行う。</p> <p>②マンションの修繕工事の場合、技術の低い信頼できぬ建築士に設計、監理を委託するより、修繕工事に精通した信頼できる施工業者に助言や専門的な情報を提供してもらう方が合理的である。</p>

設備改修工事は、様々な段階を踏んで進みます。

SUIRI は マンション設備改修工事 の専門家集団 です。

ニューライフを創造する
日本水理株式会社
www.suiri.co.jp

●診断から施工まで一貫して対応いたします。

本社 〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4丁目4番6号 Tel 06-6222-4481
京都支店 〒601-8135 京都市南区上鳥羽石橋町31番2 Tel 075-692-1851

株式会社 小野工建

AKE UP

マンション・集合住宅・オフィスビル リフォームシステム

〒566-0001 大阪府摂津市千里丘6丁目4番2号

TEL:06-6389-2831 FAX:06-6380-6515

URL: http://www.ono-kohken.co.jp